

消費税率の改正に伴う文書料のお知らせ

- 2019年10月1日（火）より消費税率が8%から10%に改正されます。
- 文書料については、引渡した日の消費税率が課税されます。
- 当院では、文書料について、以下のとおり取り扱いたします。

作成依頼	文書作成（完成予定）	引渡（受取）	消費税率
2019年9月10日まで	2019年9月予定 ※1	2019年9月中	8%
		2019年10月以降 ※2	10%
2019年9月11日以降	2019年10月予定	2019年10月以降	10%

※1 2019年9月10日までに受付した文書であっても、作成する文書の内容によって、完成が2019年10月以降になる場合があります。

※2 文書が2019年9月中に作成された場合であっても、引渡（受取）が2019年10月以降の場合、消費税率10%が課税されます。

- 何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2019年 9月

独立行政法人国立病院機構千葉東病院長